

厚木市開発許可等基準条例の一部改正の骨子に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和6年9月1日（日曜日）から令和6年10月1日（火曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 1人
- (2) 意見の件数 1件
- (3) 案に反映した意見の数 0件

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
その他要望・意見			
1	宅地開発で届出基準に達しない小規模の宅地造成の場合には、地元への情報提供がなく、ゴミ置場の設置もない場合があり、近隣トラブルになる例がある。当人及び地元への情報提供の対策をしてほしい。	いただいた御意見につきましては、関係部署に情報を共有し、今後の取組において参考とさせていただきます。	

4 お問い合わせ先

- (1) 担当課名 開発指導課
- (2) 連絡先 046-225-2441

5 結果公開日

令和6年10月31日 公開